

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供

四国通建株式会社

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供について、以下の通り公開します。

対象期間	2025年4月1日 ～ 2026年3月31日
派遣労働者数	3 人 （2025年3月31日時点）
派遣先件数	2 件 （2025年3月31日時点）
派遣料金 （8時間 全業務平均）	32,922 円
派遣労働者の賃金 （8時間 全業務平均）	21,101 円
マージン率	35.9 % （派遣料金－派遣労働者の賃金） / 派遣料金
	マージン率には以下が含まれます。 ①社会保険料 （健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険）会社負担分 ②福利厚生費（有給休暇、特別休暇、健康診断等） ③教育研修費 ④出張・帰省旅費 ⑤その他諸経費 ⑥営業利益
教育訓練に関する事項	スキルアップ、人材育成に必要と考えられる研修を適切な時期に、適宜教育訓練を行う。
派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定について	労使協定の締結の有無：有 協定対象者の範囲：雇用される派遣労働者 協定書の有効期間終了期：2026年3月31日

以 上